

平成29年2月27日付け諮問第2号
「公平負担徹底のあり方について」
答申（案）概要

平成29年7月25日
NHK受信料制度等検討委員会

※ 本答申（案）概要は、特に注記がない場合、参考資料（海外事例等）も含め、平成29年6月末時点の事実に基づく。

諮問第2号「公平負担徹底のあり方について」答申(案)概要 要旨

(検討の背景)

▽ NHK受信料制度等検討委員会では、受信料の公平負担徹底のあり方について、本年2月、NHK会長より諮問を受け、検討した。

諮問第2号「公平負担徹底のあり方について」

今後、さらなる公平負担の徹底と営業経費の抑制を図るため、諸外国の公共放送の取り組み事例等を踏まえ、国内の諸制度との整合性、視聴者・国民の理解等の観点から、適切な制度整備のあり方について、見解を求める。

▽ 受信料は、公共放送としてのNHKが、自主・自律を堅持し、あまねく全国に豊かで良い放送番組を提供する等、その社会的使命を果たすための財政的な基盤であり、受信料制度は、視聴者・国民が受信料を公平に負担することによって成り立つものである。このため、放送法第64条第1項において、NHKの放送を受信することができる受信設備を設置した者は、NHKと受信契約を締結することが規定されている。

▽ しかしながら、受信設備を設置した者のうち約20%が受信料の支払いがなく、受信料を支払っている多数(約80%)の者にとって不公平な状態となっており、制度の趣旨や不公平感の解消の観点から、公平負担の徹底が必要である。さらに、その結果としての受信料収入の増加は、放送サービスの充実や視聴者・国民の負担軽減等という形で還元につながることから、公平負担の徹底は、視聴者・国民の利益に結びつくことになる。

▽ NHKは、これまでも公平負担の徹底に向け、法人委託の拡大による体制整備や各種事業者との連携強化および民事手続きの実施等、現行制度内で実施可能なさまざまな取り組みを進めてきている。一方、受信設備を設置した者が、自主的に契約の締結を申し出る割合は限定的であり、契約収納のための訪問活動が不可欠となっているが、受信設備の設置を確認することや、契約・支払いの応諾を得ることに困難性がある。さらに、オートロック式共同住宅の増加や在宅時間の深夜化等、住環境・生活時間帯の変化により、訪問活動による受信者の把握や面接が、視聴者・国民の生活様式に合わなくなってきた。

(検討の論点)

▽ こうした状況に鑑み、公平負担を徹底し不公平な状態を解消するため、受信料の支払率が90%を超える海外の公共放送の事例を参考に、視聴者・国民にとっての利便性等を考慮して、「居住情報の利活用制度」「受信設備の設置状況の確認制度」「不払い等を抑止する制度」「公共料金等との一括支払い制度」について検討した。

(居住情報の利活用制度)

▽ 「居住情報の利活用制度」は、NHKが公益事業者等に対して、受信契約が確認できない家屋の居住情報を照会することにより、郵送による契約案内を可能とするものである。この制度は、視聴者・国民にとって、訪問を受けることなく契約手続きを簡便に行えるという利点がある。あわせて、公平負担の徹底という目的には、公益性・合理性が認められることから、制度を整備する妥当性があると考えられる。

具体的には、個人情報保護の観点から、照会できる情報の内容を氏名・住所に限定するとともに、利活用の目的および照会先についても限定し、情報の安全管理措置を講じたうえで、必要な範囲内に限り情報を照会できる制度を検討することが妥当と考えられる。

(受信設備の設置状況の確認制度)

▽ 「受信設備の設置状況の確認制度」は、NHKからの郵送による照会に対して、受信設備を設置していない場合は申し出てもらうこと等により、設置状況を確認するものである。この制度は、受信設備を設置していない者にとって、申し出ることにより訪問による契約勧奨を受けることがなくなるという利点がある。あわせて、公平負担の徹底という目的には公益性・合理性が認められる。また、視聴者からの申し出以外にNHKは受信設備の設置状況を確認する方法がないことから、制度を整備する妥当性があると考えられる。

具体的には、NHKからの照会に対して未設置の申し出がないことだけではなく、屋外の受信設備が確認できることと組み合わせる等、受信設備の設置を推定しうる合理的な前提事実に基づき「設置」を推定したうえで契約の締結を求め、受信設備を設置していないことが確認できた場合は、契約の締結を求めない制度を検討することが妥当と考えられる。

(不払い等を抑止する制度)

▽ 「不払い等を抑止する制度」については、放送法に罰則は規定されておらず、海外の公共放送で整備されているような罰則を法制化するためには、受信料の支払義務を法律に規定することが必要となる。このように制度を改めて罰則を伴う支払義務化を行うことは、NHKの公共放送としての性格への影響等を考慮すると、慎重に検討すべきである。「不払い等を抑止する制度」としては、既に放送受信規約に割増金が規定されており、その運用について検討することが妥当と考えられる。

(公共料金等との一括支払い制度)

▽ 「公共料金等との一括支払い制度」については、視聴者・国民の支払いに関する利便性が向上すること等から、その仕組みを整備・運用する必要性はあると考えられる。ただし、事業者へ受信料の収納業務を行う義務を法的に課す形は、受信料の収納業務全般を特定の企業に任せることになるため、公共放送としての性格や使命に疑念を持たれる可能性があるとともに、視聴者に支払方法を強制することになるため、困難と考えられる。現在、NHKが一部で行っているように、各事業者との自主的な取り組みを推進する形が妥当と考えられる。

1. 諮問第2号「公平負担徹底のあり方について」検討にあたって

（1）検討の背景

- ◆ NHK受信料制度等検討委員会では、受信料の公平負担徹底のあり方について、本年2月、NHK会長より諮問を受け、検討した。

諮問第2号「公平負担徹底のあり方について」

今後、さらなる公平負担の徹底と営業経費の抑制を図るため、諸外国の公共放送の取り組み事例等を踏まえ、国内の諸制度との整合性、視聴者・国民の理解等の観点から、適切な制度整備のあり方について、見解を求める。

- ◆ 受信料は、公共放送としてのNHKが、自主・自律を堅持し、あまねく全国に豊かで良い放送番組を提供する等、その社会的使命を果たすための財政的な基盤であり、受信料制度は、視聴者・国民が受信料を公平に負担することによって成り立つものである。このため、放送法第64条第1項において、NHKの放送を受信することができる受信設備を設置した者は、NHKと受信契約を締結することが規定されている。
- ◆ 受信料の公平負担は、受信料制度の根幹を成すものであり、受信者間の公平性を保ち公共放送を維持運営するために極めて重要なものである。
- ◆ しかしながら、受信設備を設置した者の約20%が受信料の支払いがなく、既に受信料を支払っている多数（約80%）の者にとって、不公平な状態となっており、制度の趣旨や不公平感の解消の観点から、公平負担の徹底が必要である。
- ◆ NHKは、「2015－2017年度経営計画」における重点方針の一つとして「受信料の公平負担の徹底に向け、最大限努力」を掲げており、これまでも法人事業者への業務委託による契約収納活動の体制整備、公益事業者との連携強化や民事手続きの着実な実施等、現行制度内で実施可能なさまざまな改革施策に取り組んでいる。
- ◆ しかし、受信設備を設置した者が自主的に契約の締結を申し出る割合は限定的¹であり、契約勧奨のために訪問活動が不可欠であるとともに、契約収納活動に営業経費がかさむ状況となっている。
- ◆ 加えて、オートロック式共同住宅の増加²や在宅時間の深夜化等、住環境・生活時間帯の変化により、訪問活動による受信者の把握や面接等が視聴者・国民の生活様式に合わなくなってきたおり、公平負担の徹底は、ますます厳しい状況になっている。
- ◆ 受信料（国によって性格が異なる）を財源として運営されている主要な海外（イギリス・フランス・ドイツ・イタリア・韓国）の公共放送においては、受信料の収納活動に資するさまざまな制度が整備されている結果、支払率は90%を超えるとともに、収納にかかる経費も低く抑えることが可能な状況になっている³。
- ◆ 受信料の公平負担を一層徹底するとともに、契約収納活動にかかる経費を削減していくためには、公共放送の位置づけや国情の違い等を考慮しながら、海外の公共放送のさ

1 参考資料3ページ参照

2 参考資料4ページ参照

3 参考資料5～6ページ参照

まざまな制度を参考に、適切な制度整備のあり方を検討していくことが必要と考えられる。

<NHKの契約収納活動における困難性について>

- ◆ NHKの説明によると、現行受信料制度のもとで行う契約収納活動においては、次のとおり、主に「把握」「面接」「確認」「応諾」の4つの困難性が存在する⁴。
 - 「把握」の困難性：1軒1軒訪問して居住の有無等について確認すること（巡回訪問による確認）が必要となる等、受信契約の対象者を把握することの困難性
 - 「面接」の困難性：オートロック式共同住宅の増加や在宅時間の深夜化等、住環境・生活時間帯の変化を背景とした、面接することの困難性
 - 「確認」の困難性：受信設備（衛星受信設備を含む）の設置を視聴者の申告に基づいて確実に確認することの困難性
 - 「応諾」の困難性：説明を尽くしても、受信契約の締結や受信料の支払いについて、応諾を得ることの困難性

（2）検討対象の制度・論点および観点

<検討対象の制度・論点について>

- ◆ NHK受信料制度等検討委員会（以下、「検討委員会」という。）では、海外の公共放送における取り組みをもとに、NHKの契約収納活動における4つの困難性に対応するものとして、以下の制度を対象とし、必要性および妥当性、適切な制度のあり方について検討を重ねた。
 - 居住情報の利活用制度（「把握」「面接」の困難性に対応）
 - 受信設備の設置状況の確認制度（「確認」の困難性に対応）
 - 不払い等を抑止する制度（「応諾」の困難性に対応）
 - 公共料金等との一括支払い制度（困難性全般に対応）

<検討の観点について>

- ◆ 検討にあたっては、視聴者・国民の理解、視聴者・国民にとっての利便性、国内の諸制度との整合性、取り組みの実効性等の観点を重視した。

⁴ 参考資料7ページ参照

2. 「居住情報の利活用制度」について

(1) 検討の経緯

- ◆ 受信料の契約収納活動における「把握」「面接」の困難性に対応する制度として、海外の公共放送では、たとえばイギリスでは郵便局の住所情報、フランスでは住居税支払者情報等、ドイツでは住民登録情報、イタリアおよび韓国では電気料金支払者情報を収納活動に活用している。その多くの制度においては、公共放送がそれらの情報を活用できることを法律等により規定している⁵。
- ◆ 国内には海外のように公共放送が居住情報を利用できることを規定した制度は存在しない。そのため、NHKは、現行の法制度において、一般的に利用可能な範囲内で居住情報を活用しているが、その活用できる対象は限定的⁶となっている。
- ◆ 検討委員会では、「居住情報の利活用制度」について、視聴者・国民の理解、視聴者・国民にとっての利便性、国内の諸制度との整合性、また、個人情報保護の観点から、情報活用の目的の合理性および活用する情報の範囲等を十分に考慮し、その必要性および妥当性、適切な制度のあり方を検討した。

(2) 制度の必要性および妥当性

- ◆ 「居住情報の利活用制度」としては、海外の制度を参考にすると、契約が確認できない家屋の居住情報について、公共放送が利活用できる制度を法律において規定することが想定される。これを整備することで確実な契約勧奨による公平負担の徹底が図られるとともに、1軒1軒訪問して居住の有無等を確認する巡回訪問活動の削減や、契約書の郵送による面接活動の削減が可能となる⁷。
- ◆ 公平負担の徹底による受信料収入の増加や契約収納活動の効率化に伴う経費の削減は、NHKが受信料で成り立つ公共放送であることに鑑みれば、放送サービスの充実や視聴者・国民の負担軽減等という形で還元につながることから、公平負担の徹底は、視聴者・国民の利益に結びつくことになる。
- ◆ また、既に受信料を支払っている多数（約80%）の者にとっては、不公平感の解消につながる。
- ◆ あわせて、昨今のプライバシー意識の高まり等から、突然の訪問を望まない方も少なくない。居住情報に基づき郵送により契約案内をすることが可能となれば、視聴者が訪問による受信契約の勧奨を受けることなく契約手続きを簡便に行えるようになるという利点がある。
- ◆ こうした観点に加え、住環境・生活時間帯の変化により、訪問による面接が視聴者・国民の生活様式に合わなくなっている状況を踏まえれば、「居住情報の利活用制度」を整備・運用する必要性はあると考えられる。
- ◆ 国内においても、合理性のある目的のために居住情報を含む個人情報を照会すること

⁵ 参考資料8ページ参照

⁶ 参考資料9ページ参照

⁷ 参考資料10ページ参照

を認める制度の例がある。また、公平負担を徹底し、公共放送の財政基盤を安定化させるとともに、視聴者が支払う受信料によって実施される業務を効率化するという目的には、公益性・合理性がある。こうした公益性・合理性があることや、視聴者が訪問を受けることなく契約手続きを簡便に行えることを考慮すると、「居住情報の利活用制度」は、個人情報保護との関係からも、許容されうるものと考えられる。

- ◆ 先述したように、海外の公共放送においても広く同様の制度が整備されていることも勘案すると、「居住情報の利活用制度」を整備・運用する妥当性もあると考えられる。

(3) 適切な制度の検討

- ◆ 「居住情報の利活用制度」について、どのような制度とすることが適切か、海外の事例等をもとに具体的に検討した。
- ◆ 「居住情報の利活用制度」については、視聴者・国民の理解の観点、情報を提供する事業者の負担の大きさや、国内の諸制度との整合性の観点等から、海外の公共放送で整備されているような、情報の通知を事業者に義務づける制度は適切ではなく、NHKが事業者に対して情報を照会できる制度が妥当と考えられる。
- ◆ 具体的には、情報の照会の目的を、放送法第64条第1項に基づく契約義務を履行しない者の特定に限定し、NHKが取得した情報を契約に関する業務にしか利用できない制度とすることで、公平負担の徹底と業務の効率性という公益性・合理性のある目的にしか、居住情報が利活用できないことになる。
- ◆ また、照会する情報の内容についても、氏名・住所に限定する制度とすることで、個人情報保護法において、特に配慮を要する情報として規定された「要配慮個人情報」等の秘匿性の高い情報は対象とならないことになる。
- ◆ あわせて、先述したように、視聴者が訪問による契約勧奨を受けることなく郵送等により契約手続きを簡便に行えることとなり、訪問による契約勧奨を受けている現状と比較した場合、視聴者・国民の手間は軽減されることになる。
- ◆ 以上のことから、情報の安全管理措置を講じたうえで、情報を照会できる制度を整備することは、個人情報保護の観点からも、妥当性があると考えられる。
- ◆ 情報の照会先については、居住実態に即す必要があること、受信契約は世帯単位で締結されること等に鑑みると、世帯単位の居住情報を保有する公益事業者のうち、必要十分な事業者の範囲に限定したうえで照会可能とすることが適切と考えられる。

(4) 考慮すべき事項および今後の検討課題

- ◆ 居住情報の照会先となる公益事業者についても、実効性を考慮して適切な事業者を具体的に検討する必要がある。
- ◆ 居住情報の利活用にあたっては、視聴者・国民の理解および公益事業者からの協力を得るためにも、NHKにおいて取得された情報の安全管理措置等の仕組みを検討していくことが求められる。

3. 「受信設備の設置状況の確認制度」について

(1) 検討の経緯

- ◆ 受信設備の設置状況の「確認」の困難性に対応する制度として、海外の公共放送では、たとえばフランスやイタリア、韓国において、世帯が当然に受信設備を設置しているとみなしたうえで、未設置の場合には視聴者が申告する未設置申告の仕組みが導入されている⁸。
- ◆ NHKは現在、基本的に世帯を訪問して受信設備の設置を口頭で確認しているが、面接できないこと等により、設置確認が十分に行えない状況にある。
- ◆ 検討委員会では、「受信設備の設置状況の確認制度」について、視聴者・国民の理解、視聴者・国民にとっての利便性、国内の諸制度との整合性、また受信設備の設置に関する立証責任のあり方等を十分に考慮し、その必要性および妥当性、適切な制度のあり方を検討した。

(2) 制度の必要性および妥当性

- ◆ 「受信設備の設置状況の確認制度」は、海外の制度を参考にすると、世帯が受信設備を設置していない場合は申し出てもらうこと等により、設置状況を確認する制度を法律で規定することが想定される。これを整備することで確実な契約対象者の把握による公平負担の徹底が図られるとともに、面接による設置確認が不要となり、面接活動の削減が可能となる⁹。
- ◆ 公平負担の徹底等については、先述したように、適切な形での視聴者・国民への還元と不公平感の解消につながる。
- ◆ あわせて、昨今のプライバシー意識の高まり等から、突然の訪問を望まない者も少なくなく、受信設備を設置しておらず契約義務がない者については、申し出ることにより訪問による契約勧奨を受けないことがないという利点がある。
- ◆ こうした観点に加え、オートロック式共同住宅の増加や在宅時間の深夜化等、住環境・生活時間帯の変化により、訪問による面接が視聴者・国民の生活様式に合わなくなっている状況や、受信設備の多様化により設置確認の困難性が高まっている状況を踏まえれば、「受信設備の設置状況の確認制度」を整備・運用する必要性はあると考えられる。
- ◆ 受信設備の設置に関して、視聴者・国民とNHKとの間で情報の非対称性（当事者間で持っている情報に差があること。設置に関する情報は視聴者・国民しか持っておらず、NHKは設置状況を確認する手段を持たない）がある。国内においても、情報の非対称性がある場合に情報の提供を求めることができる制度がある。また、公平負担を徹底し、公共放送の財政基盤を安定化させるとともに、視聴者が支払う受信料によって実施される業務を効率化するという目的には公益性・合理性がある。加えて、海外の公共放送においても同様の仕組みが整備されていることから、「受信設備の設置状況の確認制度」を

⁸ 参考資料1 1 ページ参照

⁹ 参考資料1 2 ページ参照

整備・運用する妥当性もあると考えられる。

(3) 適切な制度の検討

- ◆ 「受信設備の設置状況の確認制度」について、どのような制度とすることが適切か、海外の事例等をもとに具体的に検討した。
- ◆ 視聴者・国民の理解や国内の諸制度との整合性等の観点から、海外の公共放送で整備されているように、受信設備の設置について、世帯の側からの申告を求め、未設置であることを申告しない場合は設置されているとみなし、設置していない場合であっても反証を認めない制度を整備することは困難と考えられる。
- ◆ 一方、照会に対する未設置の申し出がないという事実だけでなく、屋外の受信設備が確認されることと組み合わせる等、受信設備の設置を推定しうる合理的な前提事実に基づき設置を推定したうえで契約の締結を求め、受信設備を設置していないことが確認できた場合は、契約の締結を求めない制度を検討することは、妥当と考えられる。
- ◆ 具体的には、NHKが受信設備の設置の事実を立証することが困難であるなかで、経験則も考慮して、合理的な前提事実に基づき「設置」の事実を推定するのであれば、立証責任のあり方の観点から、妥当性はあると考えられる。
- ◆ また、未設置の申し出について、世帯の側から行うことを求めるのではなく、NHKが文書の郵送により複数回照会したうえで回答を促す等の方法を採用すれば、視聴者・国民は設置の有無を返信等するだけで足りることとなる。訪問による契約勧奨を受けている現状と比較した場合、視聴者・国民の手間は限定的であり、こうした制度に妥当性はあると考えられる。

(4) 考慮すべき事項および今後の検討課題

- ◆ 「受信設備の設置状況の確認制度」の整備・運用を検討するにあたっては、CASメッセージの消去連絡等を含め、どのような複数の事実を組み合わせることで設置を推定するかについて、実効的かつ効率的な方法を具体的に検討する必要がある。
- ◆ 受信設備を真に設置していない者に過度な手間をかけることなく、受信契約の締結を不要とする実効的な方法や虚偽の回答を抑止する方法について、検討する必要がある。

4. 「不払い等を抑止する制度」について

(1) 検討の経緯

- ◆ 受信料支払いの「応諾」の困難性に対応する制度として、海外の公共放送では、イギリス、フランス、ドイツ、イタリア、韓国において、受信料の不払いや受信設備の設置に関する虚偽の申告に対する罰則等により、それらを抑止する制度が整備されている¹⁰。
- ◆ 放送法においては、罰則は規定されておらず、制度としては、放送法第64条第3項に基づき総務大臣の認可を受けた日本放送協会放送受信規約第12条*に、支払いについて不正があった場合等の割増金が規定されているが、これまで運用された実績はない。
 - * 放送受信規約第12条（放送受信契約者の義務違反）
放送受信契約者が次の各号の1に該当するときは、所定の放送受信料を支払うほか、その2倍に相当する額を割増金として支払わなくてはならない。
 - (1) 放送受信料の支払いについて不正があったとき
 - (2) 放送受信料の免除の事由が消滅したにもかかわらず、その届け出をしなかったとき
- ◆ 検討委員会では、不払い等を抑止する制度について、海外の公共放送の位置づけや国情の違い、視聴者・国民の理解、国内諸制度との整合性、NHKや受信料の性格への影響等を十分に考慮して、その必要性および妥当性、適切な制度のあり方について検討した。

(2) 制度の必要性および妥当性

- ◆ 「不払い等を抑止する制度」の整備・運用により、公平負担の徹底が図られるとともに、自主的な契約締結の申し出等が期待でき、契約の締結や受信料の支払いを求める活動の削減が可能となる。
- ◆ 公平負担の徹底等については、先述したように、適切な形での視聴者・国民への還元と不公平感の解消につながることになる。
- ◆ こうした観点に加え、受信料の支払率は80%に達しようとしており、今後、契約・支払いをなお拒否する者から応諾を得ることの困難性が高まることが想定される状況において、「不払い等を抑止する制度」を整備・運用する必要性はあると考えられる。
- ◆ 不払者に対する厳格な措置については、受信料の不払いに対する民事手続きが、開始から10年以上経過することで定着していると考えられる。放送受信規約において既に割増金が規定されており、国内においても同様の制度の例があること、また、海外の公共放送においても罰金等の制度が整備されていることから、「不払い等を抑止する制度」を整備・運用する妥当性もあると考えられる。

(3) 適切な制度の検討

- ◆ 「不払い等を抑止する制度」としては、「罰則等の法制化」または「割増金規定の運用」が考えられる。
- ◆ 海外の公共放送においては、罰則等を法制化しているが、日本において不払いに対す

¹⁰ 参考資料13ページ参照

る罰則等を制度として採用する場合、現行の契約義務という法律構成を見直し、受信料の支払義務を法律に規定することが必要となると考えられる。

- ◆ しかし、罰則等の法制化を伴う支払義務化を行うことは、NHKの公共放送としての性格への影響等を考慮すると、慎重に検討すべきものである。
- ◆ 一方、割増金については、既に総務大臣の認可を受けた放送受信規約に規定されており、その運用によりNHKの性格に影響を及ぼすものではなく、不払い等に対する一定の抑止効果も期待できると考えられる。
- ◆ そのため、「不払い等を抑止する制度」として罰則等の法制化ではなく、既に放送受信規約に規定されている割増金について、虚偽の申し出により支払いを免れる等、不正の度合いが高いと考えられる場合について、その運用を検討することが妥当と考えられる。

(4) 考慮すべき事項および今後の検討課題

- ◆ 放送受信規約で規定されている割増金を運用するにあたっては、適用要件をより明確に規定することが必要と考えられる。
- ◆ あわせて、当該規定の運用にあたっては、事前に十分な周知を行う必要がある。
- ◆ なお、支払義務化については、法律関係を簡明化し、受信料制度が視聴者・国民に分かりやすくなるという利点があり、制度の設計の仕方によっては、NHKや受信料の性格を歪めることもない。罰則等を伴わない支払義務化については、視聴者・国民の理解、義務化を規定することによる関連制度への影響、現在の契約構成の意義等を含め、多面的な観点から議論していくことが必要であると考えられる¹¹。

¹¹ 支払義務化を行わない場合においても、受信契約における視聴者とNHKの法律関係をより簡明化するという観点から、必要事項を放送法に規定することも検討の対象になると考えられる。ただし、その場合でも、NHKの独立性や財政の安定性への影響等を十分に考慮する必要があると考えられる。

5. 「公共料金等との一括支払い制度」について

(1) 検討の経緯

- ◆ 受信料の契約収納活動における困難性全般に対応する制度として、海外の公共放送では、たとえばイタリアと韓国において、電気料金との一括支払い制度が導入されている¹²。
- ◆ NHKでは、利用希望者に対し、一般的な業務委託の範囲内で通信料金との一括支払いを可能にしているが、利用者（平成28年度末：約23万件）の拡大には一定の限界がある。
- ◆ 検討委員会では、「公共料金等との一括支払い制度」について、視聴者・国民の理解、国内諸制度との整合性、NHKや受信料の性格への影響等を十分に考慮して、必要性および妥当性、適切な制度のあり方を検討した。

(2) 制度の必要性および妥当性

- ◆ 「公共料金等との一括支払い制度」により、確実な収納が可能となり公平負担の徹底が図られるとともに、契約の締結や受信料の支払いを求める活動の削減が可能となる。
- ◆ 公平負担の徹底等については、先述したように、適切な形での視聴者・国民への還元や不公平感の解消につながる。
- ◆ あわせて、視聴者・国民にとっては、支払いの利便性が向上するという利点がある。
- ◆ こうした観点を踏まえれば、公共料金等との一括支払いを行う仕組みを整備・運用する必要性はあると考えられ、海外の公共放送においても同様の制度が整備されていることから、「公共料金等との一括支払い制度」を整備・運用する妥当性もあると考えられる。

(3) 適切な制度の検討

- ◆ 公共料金等との一括支払いについて、事業者を受信料の収納業務を行う義務を法的に課すことは、国内において同様の制度がないこと、受信料の収納業務全般を特定の企業に任せることに対し、NHKの公共放送としての性格や使命に懸念を持たれる可能性があること、視聴者にとっては支払方法を強制的に決められること等から、困難と考えられる。
- ◆ このため、「公共料金等との一括支払い制度」については、事業者に対して法的義務を課す形ではなく、既にNHKが一部で行っているように、各事業者との自主的な取り組みを推進する形が、現時点では妥当と考えられる。

¹² 参考資料5 ページ参照